

令和7年度

包括外部監査結果報告書（概要版）

「労働力不足対策に関する事業全般について」

徳島県包括外部監査人

生長拓也

## 第1 包括外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

#### (1) 監査対象

労働力不足対策に関する事業全般について

#### (2) 監査対象機関

知事部局

#### (3) 監査の対象とした期間

令和6年度。ただし、必要な範囲で過年度も対象とする。

### 3 監査を実施した期間

令和7年6月2日から令和8年3月27日まで

### 4 主な監査手続

(1) 個別事業の関連資料（決裁文書、契約書、完了報告書ほか）の閲覧、分析

(2) 個別事業の担当課からのヒアリング

### 5 監査従事者

#### (1) 包括外部監査人

弁護士 生長 拓也

#### (2) 包括外部監査人補助者

弁護士 柴谷 亮

公認会計士 藤原 晃

### 6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

### 7 監査テーマ選定の理由

全国的に最低賃金の引き上げが続いており、徳島県内では、令和6年11月には8

4円という大幅な引き上げがなされた。労働者にとって、働きやすい労働環境の1つとして、賃金の水準は重要である一方で、今後も物価高と合わせて、企業側でのコスト負担等が増えていくことが見込まれる。それゆえ、企業にとっては、労働者の賃金を負担しつつ、必要な労働力を確保し、生産性等を高めることのできる環境が必要である。

徳島県の喫緊の課題としても、人口の減少等に伴い労働力不足への対応が必要となっている。また、徳島県が主導して、人材確保戦略会議等を開催し、関係部局、関係機関を挙げて、人材確保に注力しているところでもある。その点において、労働者と企業が互いに巡り合うことができるよう、徳島県が労働力不足に対する適切な施策や支援体制を提供できているかどうかを検証することは重要であり、かつ、有意義である。したがって、今年度の監査テーマとして選定した。

## 8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に照らして適法かつ適切に実施されているか
- (2) 各事業の効果測定や分析等が適切に行われているか
- (3) 各事業が効果的・経済的に実施されているか

### (監査の着眼点1 についての方針説明)

労働力不足に関する事業は、根拠となる関係法令がないものも存在するところであり、関係法令がない場合にはその実施の合理性があるかを検討することとした。

また関係法令がある事業の場合には、当該関係法令に則った適法の実施があるかどうかを検討することとした。

### (監査の着眼点2・3 についての方針説明)

労働力不足対策に関する事業は、単一の事業だけで直ちに労働力人口の増加という効果を生むものではない。複数の事業が連携し、様々な個別事情を持つ就労希望者や事業者のニーズに相互に適合し、適切なマッチングが実現することで初めてその効果を発揮する性質の事業であると考えられる。

そのため、本監査においては、具体的な事業内容について、労働力確保の観点から見て「事業内容に合理性がない」と評価できるか、あるいは他の事業と混同するなど「対象者にとって有効性がない」という消極的な観点からの監査を重視することとした。

また、同時に当該事業が、その対象者（就労希望者・事業者）に適切にアプローチ

されているか（周知されているか）という点を重要視した。

具体的には、以下の観点から上記の監査の着眼点 2・3 を検討することとした。

- a. 事業の目的と対象層：事業が具体的に何を目的とし、どの層を対象としているのか。その目的や対象者選定に合理性があるか。
- b. 周知方法の合理性、効率性、経済性： a に基づき対象とされた特定の層にアプローチし、事業内容を周知するためにどのような手段を用いているか。その内容に効率性・経済性があるか。
- c. 周知にかかる成果設定の合理性：事業の周知にかかる成果設定があるか。その設定内容にはどのような根拠があるか。
- d. 周知の成果の有効性：「事業の周知の成果」が達成されているかどうか。

## 第2 監査の対象となる事業について

本年度の監査テーマを決定した後、全庁に対し、令和6年度に県が実施した事業のうち、令和6年度に設定した人材確保戦略を含む①県内就職支援、②企業等での定着支援、③潜在労働力の活用、④外国人材の受入、⑤生産性向上（DX推進）、⑥労働力の流動化（M&A型事業承継）等の労働力不足対策に関する事業全般について照会を行った。

回答のあった163事業のうち、着眼点2（各事業の効果測定や分析等が適切に行われているか）及び着眼点3（各事業が効果的・経済的に実施されているか）を判断する1つの基準として当初予算額（前年度予算の繰越により年度当初より予算執行可能であった額を含む）から決算額への予算執行率に着目し、予算執行率が90%を下回り、かつ今回の包括外部監査に基づく指摘・意見を事業に反映するために、少なくとも令和7年度まで継続している事業及び監査テーマから見て重要であると考えられた事業、知事部局24所属が担当する合計68事業（以下事業一覧表参照）を本年度の監査対象とした。

## 事業一覧表

番号	事業名	所管部局名	所管課名	令和6年度 決算額(円)
1	国際便就航促進費等補助金（うち空港業務体制強化支援事業）	観光スポーツ 文化部	観光誘客課	2,847,314
2	とくしまジョブステーション運営事業	生活環境部	労働雇用政策課	17,789,450
3	職場適応訓練	生活環境部	労働雇用政策課	0
4	重度心身障害者雇用奨励金	生活環境部	労働雇用政策課	780,000
5	徳島県賃上げ応援サポート事業	生活環境部	労働雇用政策課	13,048,000
6	移住促進デジタルマーケティング活用事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	15,050,630
7	広がれ！「とくしま暮らし」推進プロジェクト	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	28,969,625
8	住んでみんなで徳島で！移住交流拡大事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	11,985,698
9	みんなでリスタート！#徳島移住促進事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	6,615,540
10	徳島わくわく移住支援事業	生活環境部	労働雇用政策課移住 交流室	13,950,000
11	タクシー運転手確保支援事業	生活環境部	交通政策課	795,000
12	食鳥検査等指導事業	生活環境部	安全衛生課	7,438,953
13	「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業	こども未来部	こども未来政策課	114,261,800
14	保育士修学資金等貸付事業	こども未来部	子育て応援課	81,043,092
15	①未来の保育士定着促進事業②保育士人材バンク活用促進事業	こども未来部	子育て応援課	①2,558,000 ②0
16	①徳島県保育体制推進事業②徳島県保育補助者雇上推進事業	こども未来部	子育て応援課	①15,422,000 ②3,812,000
17	児童養護施設等体制強化事業	こども未来部	こども家庭支援課	12,870,000
18	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業	こども未来部	こども家庭支援課	2,336,760
19	徳島県臨床研修等一時金支援事業	保健福祉部	医療政策課	9,000,000
20	徳島県病院見学支援事業	保健福祉部	医療政策課	220,189
21	医師就労環境改善支援事業	保健福祉部	医療政策課	920,000
22	県外出身看護学生Iターン応援事業	保健福祉部	医療政策課	0
23	看護師等修学資金貸付事業	保健福祉部	医療政策課	40,903,768
24	外国人看護師候補者研修支援事業	保健福祉部	医療政策課	1,046,000
25	病院内保育所運営費補助事業	保健福祉部	医療政策課	13,544,000
26	看護職員就業確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	10,350,000
27	看護職員勤務環境改善推進事業	保健福祉部	医療政策課	2,909,000
28	産科医等確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	18,610,000
29	新生児医療担当医確保支援事業	保健福祉部	医療政策課	286,000
30	外国人介護人材マッチング支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	10,973,896
31	外国人介護人材受入施設等環境整備事業	保健福祉部	長寿いきがい課	1,798,000
32	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	21,771,000
33	徳島県介護テクノロジー定着支援事業費補助金	保健福祉部	長寿いきがい課	49,999,000
34	介護生産性向上総合推進事業	保健福祉部	長寿いきがい課	57,658,856
35	新任福祉職員合同入職式	保健福祉部	長寿いきがい課	868,660
36	介護職員研修代替職員支援事業	保健福祉部	長寿いきがい課	2,862,700
37	徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業	保健福祉部	長寿いきがい課	7,821,463
38	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）	保健福祉部	長寿いきがい課	4,730,000
39	徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分野就職支援金貸付事業）	保健福祉部	長寿いきがい課	1,000,000

番号	事業名	所管部局名	所管課名	令和6年度 決算額(円)
40	障がい福祉分野働き方改革推進事業	保健福祉部	障がい福祉課	14,062,600
41	M&A型事業承継促進事業	経済産業部	経済産業政策課	6,598,000
42	プロフェッショナル人材戦略拠点事業	経済産業部	企業支援課	26,112,725
43	プロフェッショナル人材確保支援費	経済産業部	企業支援課	4,099,000
44	徳島バッテリーバレイ構想推進事業（うち「人材育成プログラムの実施」）	経済産業部	企業支援課	1,777,522
45	ものづくり企業DX加速化事業	経済産業部	産業創生・大学連携課	6,204,757
46	大学生等の県内定着促進事業	経済産業部	産業創生・大学連携課	2,335,621
47	養成訓練費	経済産業部	産業人材課	8,955,354
48	訓練手当	経済産業部	産業人材課	4,807,000
49	障がい者職業訓練事業	経済産業部	産業人材課	12,343,495
50	民間を活用した委託訓練事業	経済産業部	産業人材課	150,483,266
51	徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業	農林水産部	畜産振興課	2,931,415
52	フォレストリーダー育成事業	農林水産部	林業振興課	3,520,000
53	とくしま林業アカデミー運営支援事業	農林水産部	林業振興課	49,000,000
54	森林施業プランナー育成対策事業	農林水産部	林業振興課	1,323,960
55	徳島県緑の青年就業準備給付金	農林水産部	林業振興課	17,050,000
56	とくしま漁業アカデミー運営事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	20,731,463
57	人づくり革命・漁業リカレント事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	5,813,607
58	とくしま漁業アカデミー活性化支援事業 （とくしま漁業アカデミー関係事業費補助金）	農林水産部	水産振興課	1,732,262
59	とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業	農林水産部	経営推進課	11,064,238
60	農大運営費	農林水産部	経営推進課	6,915,510
61	とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業	農林水産部	経営推進課	14,087,548
62	新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	農林水産部	経営推進課	12,019,083
63	地域で「支え合う！」農村RMOモデル形成推進事業	農林水産部	農山漁村振興課	26,540,000
64	とくしまデジ活農山漁村（むら）づくり推進事業	農林水産部	農山漁村振興課	16,300,000
65	経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）	農林水産部	東部農林水産局 <徳島>	162,024,000
66	船員確保による海運業活性化事業	県土整備部	港湾政策課	400,000
67	「みなみ阿波」サテライトオフィス認定制度	南部総合県民局	地域創生防災部 <美波>	52,800
68	森林のポーター育成事業	南部総合県民局	農林水産部<美波>	393,550

### 第3 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査では、「労働力不足対策に関する事業全般」を監査テーマとして選定した。当該テーマにまつわる事業数は非常に多く、監査の対象とした予算執行率90%を下回る事業及び監査の必要があると判断した事業のみでも68事業に上った。

労働力不足に関する事業は、単一の事業だけで直ちに労働力人口の増加をもたらすものではない。複数の事業が連携し、様々な個別事情を持つ就労希望者の個別のニーズに適合することで、初めて適切にマッチングが図られ、労働力人口の増加につながると考える。その意味で、「労働力不足対策に関する事業」が、県で数多く実施されていることは適切である。

もっとも、いかに事業が数多く実施されていたとしても、当該事業が実際に利用されなければ「絵に描いた餅」となる。そして、その事業が十分に利用されるためには、事業を利用する対象者に事業の存在及び内容が伝わっていないなければならない。

この観点から各事業の周知がなされているかどうか重点を置いて監査を実施したが、本年度の監査を通じ、県での事業は、利用者にとって利用・理解しやすい形で周知されているとは言い難いと感じられた。利用対象者に応じて様々な広報手段を用いるよう尽力していることは伝わるものの、そのそれぞれの広報手段において、利用者が一読して事業内容や要件を容易には判断し難い内容の広報にとどまっているものも多くあった。

また、事業ごとに個別に活動され、相互に事業の紹介がなされていないとの現状が見えてきた。これは労働力人口確保という目標からすると望ましい状況ではない。事業ごとに異なった対象者がいることは間違いないが、当該対象者ごとに異なったニーズを有している。これが他の事業を利用することで充足することは十分にあり得るところであり、ポータルサイトごとに相互にリンクを張る、適切に誘導できるような構築とするなど、事業ごとの連携ができるようにすることも、労働力人口確保のために有益と考える。

さらに、成果指標の定め方やその検証、委託先からの報告は、それが労働力人口確保のためにどれほど有益かどうかの判断資料として、また他の政策を立案するための基礎資料として非常に重要であるが、その目的が十分に満たされていないと思われる報告も散見された。

県において、労働力人口の不足が喫緊の課題であることは間違いないが、多数の事

業が長時間かけて克服していく課題であることもまた事実である。事業の周知という観点を踏まえ、引き続き、より効果的な事業が実現されていくことを望む。

## 第4 指摘及び意見の一覧

### 1 指摘の一覧

指摘 1	事業 2	「とくしまジョブステーション」及び「ジョブナビとくしま」の利用者は極めて少なく、事業がその役割を十分に果たしているとは言い難い。事業内容の再考と併せて、周知方法についても根本的な見直しが必要である。
指摘 2		「とくしまジョブステーション」は、その相談件数が極めて少ないことから、主たる役割（UIJターン者の確保）を果たしているとは言い難い。事業の根本的な見直しが必要である。
指摘 3		「ジョブナビとくしま」は、県の就業支援において中心的な役割を果たすホームページであるが、令和6年度に同ホームページを活用して就職された方の人数が22名にとどまるなど、同ホームページの利用度が極めて低い。今後、当ホームページの果たすべき役割やホームページの構成等、根本的な見直しが必要である。
指摘 4	事業 25	徳島県病院内保育所運営補助事業実施要領第2項の補助対象の規定について、事業の対象者が明確に特定される（例えば、「等」という表現を避ける）よう、記載内容を修正すべきである。
指摘 5	事業 51	徳島県獣医師職員養成・修学資金給付等事業実施要領第4「事業の内容」の第1項（2）において、条項数が齟齬している点を修正する必要がある、このほかにも県が策定した各規程に関し、その前提となる法律や国の規程等が存在する場合には、その改正を正しく把握して、県の規程も併せて改正していく必要がある。
指摘 6	事業 61	「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」は働き手と経営者の双方を対象とした結果、事業の焦点が広範になり、その結果、成果指標の設定は、一部の事業に対してのみとなっている。各事業において成果指標を定め、事業全体の構成を再構築し、事業内容と成果指標の連動性の検証を不断に行うべきである。

## 2 意見の一覧

意見 1	事業 2	「とくしまジョブステーション」は、あくまで主としてU I Jターン希望者を対象とする事業である以上、その成果指標は当該目的に従ったものとするのが相当であり、別事業である「ジョブカフェとくしま」等と統合した現状の指標は見直すべきである。
意見 2		「とくしまジョブステーション」が設置されている徳島駅クレメントプラザ5階において、県、国の様々な施設が各役割を有機的に果たす構造となっているのであれば、それに応じた形での一体的かつ集約的な周知広報活動がなされるべきである。また、これに応じて「徳島駅クレメントプラザ5階」に集約されている施設全体としての成果指標を別途定めることが必要である。
意見 3		「ジョブナビとくしま」の独自性を基礎づける移住支援対象法人の登録者数が少ない理由を再検証し、その増加に努めるべきである。
意見 4		業務仕様書に記載されている情報収集業務、提案業務について、国や他県等のU I Jターン関連の取組や、利用者低迷に対する政策提言につながる具体的な提案を文書で求めるとともに、委託先と協議を重ね、PDCAサイクルを繰り返すべきである。
意見 5	事業 3	障がい者の雇用に関し、これまで雇用をしてこなかった事業所、潜在的に障がい者雇用の需要のある事業所等に重点的にアプローチするなど、一般的な周知にとどまらない、実効的な広報が必要である。
意見 6		制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、福祉関係者や支援者、家族らが制度を目にすることが制度の利用につながることも考えられる。障がい者や事業所のみならず、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。
意見 7		制度の案内を行うに当たっては、単に支給要件や支給内容を掲載するだけではなく、制度の利用者にとって、具体的にどのようなメリットや意義があるのかも併せて周知することによって、利用者がメリットを感じることができる、具体的に利用したいと思うことができるような検討材料を提供すべきである。

意見 8	事業 4	令和4年度からの周知への取組は評価できるが、過去の利用企業者数に鑑みれば、更なる周知向上への取組を行っていくべきである。
意見 9		成果指標として、「重度心身障害者雇用奨励金」による雇用率の上昇につなげるための基礎的な数値を設定すべきである。
意見 10	事業 5	案内チラシの記載内容について、事業者が適用対象かどうかをより容易に判断できるよう、記載を見直すべきである。
意見 11	事業 6	「移住促進デジタルマーケティング活用事業」は、県の移住政策がベースになっておらず、委託先に一任されている感が否めない。今後は、より具体的な県における移住政策の柱及び成果指標を策定し、委託先と協議を重ねながらPDCAサイクルを実施すべきである。
意見 12	事業 7	東京、徳島において移住希望者からの相談を受ける業務等を事業者 に委託しているが、今後の県における移住政策に活用するための十分な報告を委託先から受領できていない。今後は、県における移住政策の柱を委託先と共有し、移住希望者の実情との比較、県が発信しているSNSの浸透度合、他の自治体における移住政策の検討等の報告等を事業者から書面で受領し、その結果を分析し、県の移住政策に活用すべきである。
意見 13	事業 8	移住フェア等への参加者がより詳しい情報を知るために県の移住交流ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」を訪れた場合等に、「仕事」のページにおいて、仕事に係る情報だけでなく、関連する移住支援制度（「徳島わくわく移住支援事業」等）の内容も掲載することで、これらの情報について一覧性をもって確認できるよう、サイトの構成を見直す必要がある。
意見 14	事業 9	「みんなでリスタート！#徳島移住促進事業」は廃止が予定されている事業であるが、引継ぎ先事業も含め予算の執行率は低迷しており、子育て世代の移住に関するニーズが十分に分析できていない可能性がある。今後、担当課においては、他の移住関連事業からの情報・分析結果を活用し、移住支援金制度の参考とすべきである。

意見 15	事業 10	「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。
意見 16		本事業の周知検証手段として、「ジョブナビとくしま」内の「移住支援金対象求人」の閲覧数を加えることが適切である。
意見 17		「ジョブナビとくしま」内において、本事業に特化したページを作成し、対象者に分かりやすく説明を掲載するなど、ホームページ上での本事業の周知を十分に図るための対策を講じるべきである。
意見 18		「ジョブナビとくしま」内に本事業に特化したページを作成し、その閲覧数を本事業の周知検証手段として加えることは有益であると考え、周知方法やその検証手段について工夫を重ねることが望ましい。
意見 19	事業 11	「タクシー運転手確保支援事業」に関し、県は、タクシー事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、補助金が有効に活用されるために、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。
意見 20		「タクシー運転手確保支援事業」の目的に女性のタクシー運転手の増加との点も含まれる以上、単純に第二種運転免許を取得した運転者数のみを成果指標とすることが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。
意見 21		「タクシー運転手確保支援事業」のように、目的に公益性があり、県としても喫緊の課題として認識している業種等に対する支援については、公費をもって支援することで、十分支援の目的が達成されるよう、次年度以降の実施内容や予算規模等を十分検証すべきである。
意見 22	事業 13	「「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業」(奨学金返還支援制度)について、奨学金の支給者である日本学生支援機構とも連携し、学生をはじめとする制度対象者へのより一層の周知に努めるべきである。

意見 23	事業 13	補助金の支給対象者のように、重要な支給要件や、全国枠と県内枠で異なっている支給要件については、ホームページ上で目立つ形で案内するべきである。
意見 24		「ジョブナビとくしま」のように、関連する県のホームページでも、概要を紹介することが望ましい。
意見 25		ホームページにおいて、誤解のない内容が案内されるように、掲載内容を精査する必要がある。
意見 26		事業の実施内容はより多くの若者の就労を確保できるよう、引き続き見直しを重ねていく必要がある。
意見 27	事業 14	「ジョブナビとくしま」や「住んでみんなで徳島で！」でも、徳島県保育士・保育所支援センター等のホームページと連携し、それぞれのホームページの閲覧者がより分かりやすく徳島県保育士・保育所支援センターの求人情報にたどり着けるよう、本事業の周知方法を工夫することが望ましい。
意見 28	事業 15	県は、保育事業者への支援を実施する市町村を補助する立場であるとしても、保育現場の保育士不足の改善につながるよう、当該市町村と連携して、誰に対してどのように事業の周知を行うことが補助事業の目的を達成するために有益であるかどうか、十分検討すべきである。
意見 29	事業 16	市町村に対して周知活動が行われているが、予算の執行率が低い点を鑑みると、市町村との協議を十分に行い、保育施設からの意見聴取等を制度の運用、見直しに活かすべきである。
意見 30		「徳島県保育体制推進事業」、「徳島県保育補助者雇上推進事業」については、保育士の負担軽減、離職防止等、趣旨としては有益であるが、予算の執行率、制度を適用している事業者の数からすると、十分に制度が活用されているとは言い難い。その理由として、応募者が少ないことが挙げられているが、今後は、保育の資格や職務経験のない者を保育の現場に雇い入れるという特殊性を鑑み、職務体験が可能とすることにより応募者に対するハードルを低くする等、応募者が少ない要因を十分に分析した上で、応募者を増やす工夫が必要である。

意見 3 1	事業 1 8	「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」について、事業初年度に十分利用がなされなかったことを踏まえ、今後、資格の取得希望者が本事業を利用し難い要因があるのかどうか、特に、交付要綱において、支給対象者を原則1施設当たり1名と限っていることを見直すことは考えられないかどうかを、検証すべきである。
意見 3 2	事業 2 0	「徳島県病院見学支援事業実施要綱」を所管する徳島県臨床研修連絡協議会に対し、第3条1項2号の修正を申し入れるべきである。
意見 3 3	事業 2 1	要件充足性を確認するために提出しなければならない書類の内容を具体的に明らかにしたり、過去に利用できた事例を紹介したりすることで、補助の利用を検討する者にとって、「医師就労環境改善支援事業」の利用要件が分かりやすくなるような周知を心掛けるべきである。
意見 3 4		医療機関に対して締切時期の周知が徹底されているかどうか、また、申請の締切時期を延長することはできないかどうかについて、検討すべきである。
意見 3 5		制度の利用対象者を正しく案内し、利用要件の誤解や性別による固定観念を招かないように努めるべきである。
意見 3 6	事業 2 2	支給対象者の要件が厳しく、結果的に令和6年度の支給実績がゼロとなっている。支給対象者の要件を再検討する必要がある。
意見 3 7	事業 2 3	保証行為における有期性、定額性の観点から、保証人に対して十分な情報提供が行われているか、検討する必要がある。
意見 3 8	事業 2 5	県のホームページに掲載するなどして、あらためて広く「病院内保育所運営費補助事業」の周知を図っていくことが望ましい。
意見 3 9		看護職員従事者の維持といった抽象的な指標を「病院内保育所運営費補助事業」の成果を図る指標と設定することは相当ではなく、事業の対象となる子育て世代に焦点を当て、本事業の利用が十分なされていない要因を把握し、今後の事業の見直しを検討するべきである。
意見 4 0	事業 2 6	「看護職員UIターン支援事業」においては、「ジョブナビとくしま」や「住んでみんなで徳島で！」の活用など、より徹底した事業周知の方法が検討されるべきである。

意見 4 1	事業 2 6	成果指標は事業の種類ごとに有効性を精査しうるよう、検討されるべきである。
意見 4 2	事業 2 7	「看護職員勤務環境改善推進事業」を改めて対象者に周知し、利用を促すことが相当である。
意見 4 3		「看護職員勤務環境改善推進事業」の「導入時における1回限り」との内容について再検討することが相当である。
意見 4 4	事業 2 8	県内で産科医の確保を図る、特に、県内でも産科医が少ない南部医療圏と西部医療圏で産科医の確保を図るため、「産科医等確保支援事業」が有効な施策となっているかどうか、検討する必要がある。
意見 4 5	事業 3 0	成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。
意見 4 6	事業 3 1	周知方法について、「外国人介護人材マッチング支援事業」と一体として積極的な周知を行うことが相当である。
意見 4 7		成果指標及び目標数値を明確化・具体化することが必要である。
意見 4 8	事業 3 2	「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」を県のホームページ（「徳島県外国人介護人材関係事業について」）に掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましい。
意見 4 9		外国人労働者の人材派遣に関わる県内の支援機関とも連携して、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」の更なる周知を図っていくことが望ましい。
意見 5 0	事業 3 3	「徳島県介護テクノロジー一定着支援事業費補助金」の周知について、現状のホームページでの開示を中心とした手法に依拠するだけでなく、SNSを活用するなど、補完的な手段を組み合わせることを検討すべきである。
意見 5 1	事業 3 5	事業の実施に当たっては、事業の対象人数の具体的な把握に努め、事業の規模等に過不足がないかどうか、検証すべきである。
意見 5 2		「新任福祉職員合同入職式事業」をはじめとして、以前から継続されている事業については、過年度の実績額、実際の予算執行額を踏まえて、次年度以降の予算枠を設けていくべきである。

意見 53	事業 35	「新任福祉職員合同入職式事業」において、懇親会の時間を設けるなどして、新入職員同士が横のつながりを深められるように、配慮すべきである。
意見 54	事業 36	介護事業者の意見を詳細に分析し、制度の改変を検討することが必要である。
意見 55		成果指標を定め、当該改変が有効であるかどうかを検証できるようにする必要がある。
意見 56	事業 37	事業専用ホームページの改定や「徳島県介護人材育成事業者認証評価制度事業」の検索サイト・就職支援サイトへの明記など、本事業を介護職員及び求職者に対して「見える化」できる形での周知方法に改善する必要がある。
意見 57		成果指標の定め方を再度検討する必要がある。
意見 58	事業 38	「徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（福祉系高校修学資金貸付事業）」の周知を行うに当たっては、制度の直接の利用者だけが周知対象となるのではなく、進学予定者やその家族らが制度を目にすることが進路の決定につながることも考えられるから、これらの関係者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。
意見 59	事業 39	求職者へのPRにとどまらず、介護事業者への制度の紹介も積極的に行うとともにチラシの書き方も工夫し、当制度の利用を促進すべきである。
意見 60	事業 41	利用実績が向上している点は評価できるが、更なる利用実績向上のために、具体的な守秘義務、つまり希望者のみがホームページにおいて条件を開示することや、どの時点において、どのような情報が、誰に開示されるかについて周知させること等により、利用者の不安を取り除く必要がある。また、M&Aにおいては、高額な費用が必要であるとのイメージも浸透しているため、費用について、モデルケースを開示することも望みたい。

意見 6 1	事業 4 2	「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」を始めとして、県が事業を外部へ委託する場合、特に、長期間にわたって事業を委託したり、当該事業を担当する専任の担当者が求められたりする場合には、委託仕様書において、委託先における専任担当者の人数を定めておいたり、欠員が生じた場合に委託先に対して速やかに人員の補充を求めたりすることで、委託先の人手不足によって委託業務が十分遂行されない事態に陥らないように注意する必要がある。
意見 6 2	事業 4 3	取次案件数からすると一定の成果を残しているが、プロフェッショナル人材戦略拠点の営業活動に依拠しない、金融機関や経済団体からの案件や直接の問い合わせ等については、更なる実績向上の余地があると思料するため、周知方法について工夫を検討することが必要である。
意見 6 3	事業 4 5	「ものづくり企業DX加速化事業」について、委託先が支払っているDX専任コーディネーターの費用について、DX専任コーディネーターがどのような経歴や技能の人物であるのか、どのような勤務形態であったのか（専任という委託の要件が守られているのか）、その費用が適正なものであるかどうかについて、委託先へ確認し、適正な委託費の利用が図られるように努めるべきである。
意見 6 4		「ものづくり企業DX加速化事業」では、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、1者随意契約を行っているが、真にその要件を満たすかどうか、十分に検討されているとは言い難い。県の実施する事業において、このような事例がみられることは、過去の外部監査の際にも指摘されているところであり、今後の契約に当たっては、改めて注意を払う必要がある。
意見 6 5	事業 4 6	県外大学生に向けた「大学生等の県内定着促進事業」の周知をより徹底すべきである。

意見 66	事業 46	「大学生等の県内定着促進事業」の成果指標に、インターンシップへの応募者数、参加者数、参加企業等の推移及び参加者の当該企業への就職率・就職者数といった事業の過程と実効性を示す中間指標を加えるべきである。さらに、これらの指標を県内大学生と県外大学生に区分して集計し、目標人数を定めることで、本事業によるインターンシップ制度が最終指標である「県内外学生の県内就業者数」の増減にどのようにつながっているか、特にU I Jターンを希望する県外大学生にどれだけ届いているかについて、具体的かつ厳密に分析する体制を構築すべきである。
意見 67		インターンシップを希望する学生がより幅広い企業の中から選択できるようにすること、また学生の受入れを希望する企業がより広範に学生を募集できるようにすることを目指し、事業間の連携を強化すべきである。具体的には、「大学生等の県内定着促進事業」による旅費・日当が支給されるインターンシップを、「ジョブナビとくしま」掲載企業まで拡大するなど、既存の企業情報ネットワークを活用した受入企業の拡大に関する具体的な方法を検討することが望ましい。
意見 68	事業 48	訓練手当の手続を含め、県のホームページ内、「行政手続きの手引き」において掲載している申請や登録の手続については、分野ごとに掲載情報を整理するなどして、利用者が求める情報にたどり着きやすくなるよう、レイアウト面の改善を検討すべきである。
意見 69	事業 49	「障がい者職業訓練事業」について、参加企業数、参加者数は限定されている。令和6年度より、障がい者職業訓練コーディネーターが障がい者就労支援施設や事業者等を積極的に訪問することにより利用者は増加傾向にあるが、今後は、企業相談コーディネーターとの連携等により、更なる制度の周知に努めるとともに、現在は訓練生の就職率とされている成果指標について、参加企業数、参加者数も加えることを望みたい。
意見 70	事業 50	求職者に向けたもののみならず、委託先に向けた「民間を活用した委託訓練事業」の周知を検討することが必要である。

意見 7 1	事業 5 1	「徳島県獣医師職員確保・修学資金給付事業」に関し、類似する「徳島県獣医師修学資金貸与事業」があることから、県のホームページにおいて、これらの相違点が分かりやすい形で、事業の案内がなされるべきである。
意見 7 2	事業 5 2	「フォレストリーダー育成事業」が周知対象者に十分に周知されているかどうか、委託先と検討を重ねる必要がある。
意見 7 3		「フォレストリーダー育成事業」については、過去5年間において46名のフォレストリーダーが育成されるなど、一定の成果を上げているが、一方で新規就業者の就業後における離職率は高い。今後、離職者に歯止めをかける研修内容について、委託先と検討を重ねる必要がある。
意見 7 4	事業 5 3	「ジョブナビとくしま」に「とくしま林業アカデミー運営支援事業」の情報を恒常的に掲載することで、より広範な層への周知を図ることを検討されたい。
意見 7 5	事業 5 4	「森林施業プランナー育成対策事業」に関し、県は、「森林施業プランナー育成対策事業」や森林施業プランナー資格の概要が一般に認知されるよう、委託先とも連携して、ホームページでの周知を強化すべきである。
意見 7 6	事業 5 5	「徳島県緑の青年就業準備給付金」を「ジョブナビとくしま」へ恒常的に掲載することなどにより、UIJターン希望者層や林業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、林業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、林業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。
意見 7 7	事業 5 6	より広範な層への周知を図ることを検討されたい。
意見 7 8	事業 5 7	「人づくり革命・漁業リカレント事業（浜の担い手育成支援事業）」についても、県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。

意見 79	事業 57	「人づくり革命・漁業リカレント事業（漁業経営高度化支援事業）」についても、「とくしま漁業アカデミー」や県のホームページに掲載するなどして、広く周知を図っていくことが望ましいと考えられる。
意見 80	事業 58	とくしま漁業アカデミーの生徒募集要項に制度を記載する、「ジョブナビとくしま」への恒常的に掲載するなどにより、UIJターン希望者層や漁業に関心を有する層などに対し積極的にPRし、漁業に従事することへのハードルを低くする役割を果たすことにより、とくしま漁業アカデミーへの入学者数を増加させる役割の一翼を担い、当該事業の活用を図るべきである。
意見 81	事業 59	「とくしま農林水産チャレンジセンター」のホームページを他の関連ホームページでも説明つきで紹介する、本事業を他の関連ホームページでもより分かりやすく掲載するなど、本事業の周知をより広く行うことが望ましい。
意見 82		新規就業者を対象とする「とくしま農林水産チャレンジセンター展開事業」の成果指標の定めが設定されるべきである。
意見 83	事業 60	高校生をはじめとする生徒や学生だけが周知対象となるのではなく、農業関係者、関連団体、企業、徳島への移住希望者のように、農業大学校を知ることで、入学につながることも考えられることから、これらの者に情報が行き届く形での周知を考えるべきである。
意見 84	事業 61	「とくしま農山漁村「経営・労働力まるごと解決！」事業」で実際に行われている業務は農業のみを対象としており、林業、漁業は含まれていない。本事業の趣旨は農林水産業の担い手確保であることから、事業対象の見直しが不可欠である。
意見 85		「徳島県農業経営・就農支援センター運營業務」を除く、「農山漁村はたらく窓口」、「農業お助けコンシェルジュ事業委託業務」及び「農×アクティブシニア連携実践事業業務」については、業務の十分な周知が図られているとは言い難い。それぞれの周知対象者と目標を今一度整理し、よりの確で効果的な周知活動が実践されるべきである。また、各業務間の連携と重複の有無を検証すべきである。

意見 86	事業 61	「ジョブナビとくしま」、「とくしま障がい者雇用NAV I」など他のポータルサイトと連携し、外国人雇用、障がい者雇用の相談会、研修会等の情報を積極的に発信すべきである。
意見 87	事業 62	県のホームページのみならず、広く関係ホームページやSNSを利用した「新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）」の周知が必要である。
意見 88	事業 66	事業者を支援することで、ひいては、当該業種のなり手、裾野を広げようという場合には、県において、あるいは、事業者を通じて、求職者に対し、特定の業種に就職する場合には、県からどのような支援がある、メリットがあるということを強調し、雇用の増加につなげていく必要がある。
意見 89	事業 67	南部圏域への移住者数目標を鑑みれば、今後の県の移住政策の中で、本制度の経験を活用した何らかのSO支援施策は必要である。